

十和田市協働による除雪の推進に関する条例

平成25年9月30日

条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、市、市民及び除雪業者が除雪に関するそれぞれの役割を認識し、互いに協力して取り組む協働による除雪を推進することにより、効率的かつ効果的な除雪の実現を図り、もって将来に向けて持続可能な除雪体制を確立し、冬期間における市民の生活の安全と安心な暮らしを確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内に事務所又は事業所を有する者その他市内で活動するすべての者をいう。
- (2) 除雪業者 市との契約に基づいて道路の除雪を行う者をいう。
- (3) 除雪作業 国、県及び市がそれぞれ行う道路の除雪をいう。

(市の役割)

第3条 市は、道路の除雪に関する総合的かつ計画的な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、協働による除雪を推進するとともに、その体制の整備に努めるものとする。
- 3 市は、市民の除雪マナーの向上を図るため、広報紙、ホームページ等による情報提供その他の啓発活動に努めるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、互いに協力し助け合い、冬期間における住みよい地域づくりに取り組むものとする。

- 2 市民は、道路の除雪に関する市の施策に協力するものとする。
- 3 市民は、自己の所有し、又は使用する敷地内の雪を自らの責任と負担において処理するものとする。
- 4 市民は、除雪作業により発生した自己の所有し、又は使用する敷地への寄せ雪を自ら処理するよう努めるものとする。
- 5 市民は、地域における高齢者、障害者その他の除雪が困難な者への支援に努めるものとする。

(除雪業者の役割)

第5条 除雪業者は、将来にわたり除雪業者となるよう除雪重機及び除雪重機オペレーター確保に努めるものとする。

- 2 除雪業者は、市が定めた基準に適合した除雪を行うとともに、除雪技術の向上に努めるものとする。
- 3 除雪業者は、道路の交通に関する法令を遵守し、安全で丁寧な除雪に努めるものとする。

(遵守事項)

第6条 市民は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 自己の所有し、又は使用する敷地内の雪をみだりに道路に出さないこと。
- (2) 建築物から道路に雪を落下させないよう必要な措置を講ずること。
- (3) 路上駐車その他除雪作業に支障が生じる行為をしないこと。

(指導)

第7条 市長は、前条に規定する遵守事項が守られないことにより、除雪作業に支障が生じるおそれがあると認めるときは、その原因となる行為を行った者に対し、同条に規定する遵守事項を守るよう、又は必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(除雪計画)

第8条 市長は、毎年度、道路の除雪の実施に関する計画（以下「除雪計画」という。）を定めるものとする。

2 除雪計画においては、当該年度における道路の除雪に関する方針、除雪体制の確保に関する事項その他道路の除雪の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、除雪計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。

(設置)

第9条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議するため、十和田市除雪対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 道路の除雪に関する基本的な方針に関する事項
- (2) 協働による除雪の推進及びその体制の整備に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、除雪に関する重要な事項

(組織)

第10条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 公共的団体等の代表者 3人以内
- (3) 市民の代表者 3人以内
- (4) 除雪業者の代表者 1人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第11条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、除雪主管課において処理する。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年12月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(十和田市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 十和田市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（平成17年十和田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 住居表示整備審議会委員

を

「 住居表示整備審議会委員

除雪対策検討委員会委員

に改める。